

塗装業務を行ううえでの必要な措置について

五所川原労働基準監督署

屋内作業場において、有機溶剤及び特定化学物質を用いて塗装作業等を行う場合は、労働安全衛生法により以下の措置が必要です。

以下の措置を講じていない場合は、早急に実施してください。

※ 用語の凡例 安衛法－労働安全衛生法、安衛則－労働安全衛生規則、
有機則－有機溶剤中毒予防規則、特化則－特定化学物質障害予防規則

◎ 塗装作業に使用される塗料、シンナー、パテに含有されている主な物質

【有機溶剤】（5%を超えて含有する物又は合わせて5%を超える場合適用）

トルエン、キシレン、酢酸ノルマルブチル、酢酸エチル、酢酸イソペンチル、
エチレングリコールモノエチルエーテル、1-ブタノール

※ 以上の有機溶剤は、第2種有機溶剤に分類されます。

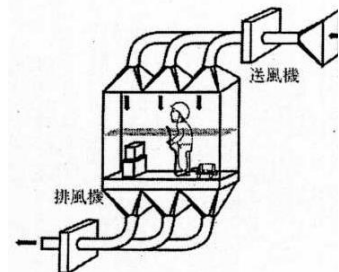
【特定化学物質】（1%を超えて含有する物又は有機溶剤と合わせて5%を超える場合適用）

エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトン

※ 以上の化学物質は、第2類物質の特別有機溶剤等及び特別管理物質に分類されます。

1 局所排気装置の設置及び自主検査の実施

(1) 有機溶剤及び特定化学物質を用いての塗装作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に有機溶剤等の蒸気を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けてください。(有機則第5条)(特化則第38条の8)



(プッシュプル型換気装置)

(2) 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置について、1年以内ごとに1回、自主検査を行ってください。(有機則第20条、20条の2)(特化則第38条の8)

2 作業主任者の選任

(1) 有機溶剤を取り扱う業務を行う場合は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任してください。(有機則第19条2項)

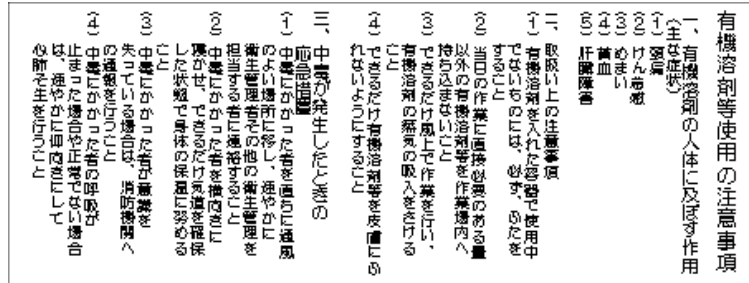
(2) 特定化学物質（特別有機溶剤等）を取り扱う業務を行う場合は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者（(1)に同じ）のうちから、特定化学物質作業主任者を選任してください。(特化則第27条)

(3) 上記作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示等し、労働者に周知してください。(安衛則第18条)

有機溶剤 作業主任者の職務	
1.	作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないよう、作業の方法を指導し、労働者を指導すること。
2.	局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全室換気装置を1年を超えない期間ごとに点検すること。
3.	保護具の使用状況を監視すること。
4.	タンクの内部において特別有機溶剤等に労働者が従事する場合は、第38条の規定に準拠する特別保護の基準等に従って定められた措置が講じられていることを確認すること。
作業主任者 氏名	<input type="text"/>

特定化学物質 作業主任者の職務	
1.	作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれを吸入しないよう、作業の方法を指導し、労働者を指導すること。
2.	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、閉じ込め装置、密閉容器、密閉容器その他の労働者が特別保護を受けなければならないための装置を1年を超えない期間ごとに点検すること。
3.	保護具の使用状況を監視すること。
4.	タンクの内部において特別有機溶剤等に労働者が従事する場合は、第38条の規定に準拠する特別保護の基準等に従って定められた措置が講じられていることを確認すること。
作業主任者 氏名	<input type="text"/>

- 3 屋内作業場等において有機溶剤及び特定化学物質を用いての塗装業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤の人体に及ぼす作用等について、作業中の労働者が見やすい場所に掲示してください。(有機則第24条)(特化則第38条の8)



- 4 屋内作業場等において有機溶剤及び特定化学物質を用いての塗装業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤等の区分を見やすい場所に表示してください。(有機則第25条)(特化則第38条の8) (例：第二種有機溶剤及び特別有機溶剤の場合：黄→)



- 5 エチルベンゼンを取り扱う作業場所に、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示してください。(特化則第24条)



- 6 エチルベンゼンを取り扱う作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けてください。(特化則第37条)

- 7 エチルベンゼンを取り扱う作業場所で労働者が喫煙又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示してください。(特化則第38条の2)



- 8 特別管理物質であるエチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトンについて、その名称及び人体に及ぼす作用等を労働者が見やすい場所に掲示してください。(特化則第38条の3)

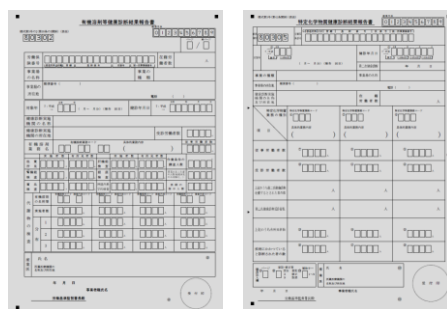
(例：エチルベンゼンの場合→)



- 9 有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う屋内作業場について、6か月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤及び特定化学物質の濃度を測定し、それを記録して3年間保存してください。(有機則第28条)(特化則第36条)

10 健康診断の実施

- (1) 常時、有機溶剤を取り扱う業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤にかかる健康診断を実施し、有機溶剤等健康診断個人票を作成して5年間保存してください。(有機則第29、30条)
- (2) 常時、特定化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、特定化学物質にかかる健康診断を実施し、特定化学物質健康診断個人票を作成して30年間保存してください。(特化則第39、40条)
- (3) エチルベンゼンを取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、特定化学物質にかかる健康診断を実施し、特定化学物質健康診断個人票を作成して30年間保存してください。(特化則第39、40条)
- (4) 上記の健康診断を行ったときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書及び特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出してください。(有機則第30条の3)(特化則第41条)



- ## 11 常時、特定化学物質を取り扱う作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、従事した作業の概要等を記録してください。(特化則第38条の4)

例2 事業場ごとに作業別で作成したもの

作業年月日	従事した作業の概要	作業記録(作業者別) ○工業株式会社 ○工場 労働者の氏名 ○○ 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 分	特別管理物質により著しく汚染される事象の有無	著しく汚染される事象がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
○月○日	作業内容: 金属部品の自動洗浄作業 作業時間: 1日あたり○時間 取扱温度: 25℃(洗浄槽内40℃) 洗浄剤の消費量: 1日あたり○リットル 洗浄剤の成分: メチルエチルケトン(10%含有) 換気状況: 局所排気装置 保護具: コム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り ○月○日 午前○時○分頃	無し	洗浄作業場で洗浄槽をタンクに補充中、先方に逆流リットルがかる。水洗後部への浸透
○月○日	同上		無し	--
○月○日	同上		無し	--
○月○日	作業内容: 金属部品の手洗塗装作業 作業時間: 1日あたり○時間 取扱温度: 25℃ 塗料の消費量: 1日あたり○リットル 塗料の成分: メチルエチルケトン(10%含有) 換気状況: 局所排気装置(排気量○m³/分) 保護具: コム手袋、有機ガス用防毒マスク		無し	--

12 有機ガス用防毒マスク

- (1) 局所排気装置等を設けずに有機溶剤業務を行う場合は、防毒マスクを使用してください。(臨時措置)
- (2) 防毒マスクは、同時に就労する労働者の人数と同数以上を備えてください。(有機則第33条の2)(特化則第38条の8)
エチルベンゼンを取り扱う作業場には、必要な呼吸用保護具(有機ガス用防毒マスク等)を備えてください。(特化則第43条)
- (3) 使用する防毒マスクは個別検定に合格したものを使用してください。(安衛法第42条)

(防毒マスクの例)

フィルター付吸込缶

●3000シリーズ/筒筒式小型 筒筒式マスク

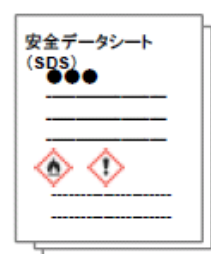


防じんマスク兼用



●GCM-95(筒筒式兼用)
防備: 防塵(日本労働安全協会規格)
有機ガスをモットー動機も対応。

- 13 有機溶剤及び特定化学物質を屋内に貯蔵するときは、ふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、関係労働者以外の労働者が立ち入ることを防ぐ設備及び有機溶剤等の蒸気を屋外に排出する設備を設けてください。(有機則35条)(特化則第25条)
- 14 有機溶剤及び特定化学物質を入れてあった空容器は、当該容器を密閉するか又は当該容器を屋外の一定の場所に集積してください。(有機則第36条)(特化則第25条)
- 15 エチルベンゼンを取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けてください。(特化則第38条)
- 16 使用している化学物質について、化学物質の安全データシート(SDS)により通知された事項について、当該化学物質を取り扱う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により、当該化学物質を取り扱う労働者に周知してください。(安衛則第98条の2)



- 17 リスクアセスメントの実施【平成28年6月1日より義務化の予定】
- (1) 使用している化学物質について、安全データシート(SDS)等をもとに、リスクアセスメントを実施することになります。(安衛法第57条の3)(安衛則第34条の2の7)
- ※ リスクアセスメントとは、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
- (2) リスクアセスメントの実施後、対象物の名称、対象業務の内容、リスクアセスメントの結果及び実施するリスク低減措置の内容を労働者に周知することになります。(安衛則第34条の2の8)

五所川原労働基準監督署

〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎
電話0173-35-2309

ご不明な点は、当署担当(安全衛生係)までご連絡ください。